

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【地域の人口構造】

伊勢市の総人口は、昭和60年の138,672人をピークに減少に転じており、令和2年では122,765人と、ピークの昭和60年より15,907人減少している。(参照：国勢調査)

また、生産年齢人口は、平成17年には63.3%、平成27年に57.9%、2025年(令和7年)には、56.1%まで減少し、今後、少子高齢化による更なる人手不足が本市の経済、雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念される。(参照：RESAS(地域経済分析システム))

【産業構造】

本市は日本人の「心のふるさと」と称される伊勢神宮(正式には「神宮」という。)ご鎮座のまちとして親しまれている。その神宮には、20年に一度、ご社殿を建て替え、神様にお遷りいただく「式年遷宮」という大きな神事がある。この「式年遷宮」は、約1,300年間続けられており、古の技術が伝承されるとともに、まち自体も発展しつづけている。本市の産業は、この神宮をはじめとする歴史や文化、美味しい食材など豊富な資源を活用した集客を基盤に、製造業、建設業、サービス業など多種多様な産業が立地している。

その産業構造に目を向けると、卸売業,小売業26.7%、宿泊業,飲食サービス業12.4%、生活関連サービス業,娯楽業8.6%、建設業8.3%、医療,福祉8.2%、製造業8.0%、不動産業,物品賃貸業8.0%と多様な業種が伊勢市の経済、雇用を支えている状況にある。(参照：令和3年経済センサス活動調査)

【中小企業者の実態等】

上記のとおり、現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足などの課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するため、計画期間内に先端設備等導入計画の目標認定件数を40件程度とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が労働生産性を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊勢市の産業は多種多様な業種が伊勢市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、これらの産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、伊勢市では「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を定め、豊かな自然風土や個性あふれる歴史文化が息づく良好な景観の形成・維持に努めているところである。また、本計画では、地域経済の発展や雇用の創出を図るといった観点もあることから、工場や事業所などが無い敷地に設置する太陽光発電設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は市内全域に広く立地しており、これらの地域で広く生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊勢市の産業は多種多様な業種が伊勢市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。

更に、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化等、多様である。

したがって、本計画において対象とする業種及び事業は、幅広い事業者の生産性向上を実現するため、すべての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③ 市税を滞納している事業者は対象としない。

（備考）用紙の大きさは日本産業規格A4とする。